

日本政府が速やかに「核兵器禁止条約」に署名・批准することを求める意見書

2017年7月、国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成を得て採択された「核兵器禁止条約」が2021年1月22日に発効日を迎えた。これは、人類が「核兵器のない世界」へ向け、その歴史的使命の第一歩を力強く踏み出す象徴的な出来事である。

核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて国際法上も違法なものとなった。条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっている。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。

同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。唯一の戦争被爆国である日本がアメリカの「核の傘」に安全保障を委ねてこの条約に背を向け続けることは、戦争被爆者に対する背信行為とも言える。

よって、日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

令和3年3月17日

富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

殿

内閣総理大臣

外務大臣